

事 務 連 絡
令和2(2020)年6月5日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
専務理事 永富明彦

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への具体的対応（マスク関連）について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2(2020)年6月5日付け山柔協第20-324号(一社)山口県柔道協会会長通知により、全柔連の指針の変更に伴う対応をお願いしたところですが、これまで、練習におけるマスクの着用に関するお問合せ等が事務局にあります。

つきましては、今回の指針の変更において、熱中症や酸素不足の観点からもマスクの取扱いが変更されていますので、下記に留意して対応されるようお願いいたします。

なお、前出の通知に添付の「必ず順守すべき感染予防措置」につきまして、添付のとおりマスクに関する記述を追加しましたので、よろしく申し上げます。

記

1 スポーツ庁の運動時のマスク着用に関する通知

全柔連の指針の変更の原因として添付の通知(令和2年5月21日付けスポーツ庁通知)がありますので、参照ください。

2 全柔連指針(変更後)のマスクに関する内容

全柔連通知の記に記載のマスクに関する内容

・段階1(練習の開始段階)

○マスクの着用：原則マスク着用、2mの距離をとればマスクを外して可

・段階2(相手と組む練習の開始段階)

○マスクの着用：原則マスク着用、息苦しいときは距離をとりマスクを外す

・段階3(乱取り練習段階)

○マスクの着用：競技者以外は原則マスク着用

・段階4(都道府県・全国の大会の再開段階)

○マスクの着用：観客・役員はマスク着用が望ましい(大会主催者の判断)

・必ず順守すべき感染要望措置の中でも重要な項目

□マスクは段階1、2では原則着用するが、熱中症や酸素不足の危険がある場合には、2mの距離を確保して外す。指導者はマスクの着用について持病の有無、発達段階、特性等について考慮すること。(県柔協 今回追加項目)